

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 5月6日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）5月8日（金）午後10時より、首都圏州からバルパライソ市及びビーニャ・デル・マル市の間には衛生検問所（Barreras sanitarias）を設置し、同区間の通行を厳格に管理する。

（2）5月8日（金）午後10時より、首都圏州セロ・ナビア区、コンチャリ区、ラ・システルナ区、ラ・フロリダ区、ラ・グランハ区、ロ・エスペホ区、ロ・プラド区、マクル区、レンカ区、ペニャロレン区、サン・ホアキン区、サン・ミゲル区に対し、15日（金）午後10時まで7日間の義務的自宅待機措置を発令する。

（3）義務的自宅待機措置を継続することが発表された地域は以下のとおり。

・5月12日（火）午後10時まで
首都圏州サンティアゴ区、キリクラ区、レコレタ区、セリージョス区、アントファガスタ州アントファガスタ市中心部、メヒジョネス市

・5月15日（金）午後10時まで
首都圏州エル・ボスケ区、キンタ・ノルマル区、ペドロ・アギーレ・セルダ区、インデペンデンシア区、エスタシオン・セントラル区、プエンテ・アルト区（変更：カミロ・エンリケス通りから西側の地域）、サン・ベルナルド区

（変更：サン・ホセ通りから北側の地域）、ラ・ピントナ区（変更：全域）、サン・ラモン区（変更：全域）、アリカ・パリナコタ州アリカ市中心部、ラ・アラウカニア州アングル市、ビクトリア市（注：変更は8日（金）午後10時より適用開始）

（4）5月7日（木）午後10時をもって、首都圏州ニュニョア区、マガジャネス州プンタ・アレナス市に対する義務的自宅待機措置を解除する。ただし、プンタ・アレナス市における衛生防疫線は維持する。

2 5月6日時点で、チリ国内では23,048名（死亡者281名）の新型コロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・ チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・ チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html